

HANABI株式会社



特定技能採用

会社概要

会社名	HANABI株式会社
設立	2022年5月
資本金	20,000,000円
代表者	代表取締役 LE LONG
事業内容	建設設計コンサルティング/建設業におけるベトナム高度人材紹介 ベトナム日本建材調達・金物製作販売
所在地	東京都足立区西新井6-30-6
電話/FAX	03-5936-1378
資格取得	迷国技術士(P.E、構造部門) 1級土木施工管理技士 1級鉄骨製作管理技術者 コンクリート技士 2級溶接管理技術者

特定技能とは？

2019年4月より在留資格に新たに“特定技能”が追加され、人手不足を課題とする企業を中心に、新しい採用のチャネルとして注目を集めています。

本資料において、特定技能とは特定技能1号を指すものとします。

目的

- 日本全体の人手不足を解消し、人材確保を図る事を目的とした制度。
- 特定技能は、**即戦力として活躍できる外国人労働者**の在留資格です。

特定技能に該当する水準

- 日本語能力水準
生活や業務に必要な日本語を試験で確認。合格者のみ採用可(技能実習2号修了者は免除)

JLPT 日本語能力検定 N4

- 技能水準
試験で確認。合格者のみ採用可(技能実習2号修了者は免除)

※ 試験対象国 13カ国のみ(当面の間) 試験対応予定送出し可能国



ベトナム ミャンマー フィリピン モンゴル ネパール 中国 インドネシア



タイ カンボジア インド ウズベキスタン パキスタン バングラデシュ

産業分野

14分野のみ受入れ可能

介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、建設、自動車整備、
外食業電気・電子、情報関連産業、造船・船舶工業、航空、宿泊、農業、
漁業、飲食料品製造業

※下線のある2分野(建設、造船・船用工業)のみ2号対象職種

特定技能外国人を採用するためには？

特定技能の在留資格を有する外国人を採用する方法には、下記の4種類があり、企業は、その採用の難易度や採用計画に合わせて、自社にとって最適な手法を検討する必要があります。

	採用方法	場所	対象	採用難易度※
1	自社の技能実習2号修了者(予定含む)を採用する方法	国内	自社で技能実習2号、又は3号を修了する予定の日本に住む外国人	★☆☆
		海外	自社で技能実習2号、又は3号を修了し帰国した外国人	
2	他社の技能実習2号修了者(予定含む)を採用する方法	国内	他社で技能実習2号、又は3号を修了する予定の日本に住む外国人	★☆☆
		海外	他社で技能実習2号、又は3号を修了し帰国した外国人	
3	特定技能評価試験合格者を採用する方法	国内	特定技能評価試験(技能試験と日本語試験)合格者	★★☆
		海外		
4	特定技能外国人転職者を採用する方法	国内	特定技能の同じ分野で働いている(いた)日本に住む外国人	★★★
		海外	特定技能の同じ分野で通算5年未満しか働いていない帰国した外国人	

※ ★ の数が多いほど、採用難易度が高くなります。

特定技能外国人を採用するためのルート

特定技能外国人の採用は、海外在住者を採用する場合と、国内在住者を採用する場合の2パターンに分かれます。

海外のメリット

- ✓ 安定した計画採用ができる
- ✓ 大量採用しやすい
- ✓ ポテンシャルの高い人材を採用できる
- ✓ 地域問わず採用が可能

国内のメリット

- ✓ 日本語能力が高めの人材が集めやすい
- ✓ 日本での生活や文化のギャップが少ない
- ✓ 日本の仕事スタイルに理解がある
- ✓ 入社までの期間が海外に比べて短い

特定技能外国人の採用にかかる費用一覧

特定技能外国人の採用には、主に以下のような項目で費用が発生いたします。

	人材紹介会社 送り出し機関の紹介料	登録支援機関の委託費用 (支援費用)	在留資格の申請費用	住居・家具の費用	渡航費用
海外から採用	○	○	○	○	○
国内から採用	△	○	○	△	×

日本国内にいる外国人を採用する際、自社のみで採用活動を実施する場合は、人材紹介会社への紹介料を支払わなくて済みます。

また、すでに住居の契約をしている場合は、新たに住居探しをする必要もありません。

【補足】特定技能外国人の採用にかかる費用詳細

人材紹介会社、送り出し機関への紹介料

紹介会社を利用する際に必要となる費用です。送り出し機関とは、海外現地で人材を募集して日本に送り出す機関で、海外の人材紹介会社というイメージです。自社で海外在住の方を採用する場合は、送り出し機関への紹介料が発生します。

登録支援機関の委託費用(支援費用)

特定技能外国人を雇用する場合は、政府よりさまざまな項目の支援が義務付けられております。2年間で外国人の雇用実績がある、外国人が理解できる言語で支援できる、外国人の生活相談業務に従事した責任者を設けることができる、など様々な条件に一つでも当てはまらない場合は登録支援機関への委託が必要です。

登録支援には、面談や日本語学習の支援といった仕事に関するサポートから、空港までの送迎や口座開設、住民登録など生活に関するサポートまで幅広く対応が必要です。

【補足】特定技能外国人の採用にかかる費用詳細

在留資格の申請費用

在留資格を特定技能に切り替えたり更新したりする際の費用です。採用時と1年ごとの更新の際に必要です。行政書士への依頼が一般的ですが、知識と経験があれば自社対応も可能です。

住居・家具の費用

海外から採用する場合は、日本での生活拠点の支援が必要です。住宅のみ手配をしても日本に来たばかりの外国人が家具をそろえるのは困難なため、必要最低限の家具を同時に手配するケースが多いです。

渡航費用

海外の外国人を採用する場合に発生いたします。外国人が日本に渡航するための費用です。日本企業が海外現地で面接などをする場合その渡航費なども含まれます。

【海外から採用する場合】採用にかかる費用詳細

費用項目	費用目安
人材紹介会社 送り出し機関への紹介料	紹介料：300,000～600,000円
登録支援機関への委託費用 (支援費用)	受け入れ時：287,820円 毎月：27,320円 <small>参考：令和3年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業介護分野における特定技能制度の推進方策に関する調査研究報告書</small>
在留資格の申請費用	収入印紙代：4,000円(在留資格変更許可申請の手数料) 返信用封筒の切手代：約400円 行政書士などに依頼をする場合は、100,000～200,000円が相場
住居・家具の費用	住宅や寮の用意、必要最低限の家具の用意が必要 地域や用意するものによって変動いたします。
渡航費用	航空券：50,000～150,000円 航空券は国や地域、予約する日程によって費用の変動が激しいため、余裕を持って計画しておくのがおすすめ。

【国内から採用する場合】採用にかかる費用詳細

費用項目	費用目安
人材紹介会社 送り出し機関への紹介料	紹介料：300,000～600,000円 ※自社で募集する場合は紹介料は必要ないが、求人広告費などが必要
登録支援機関への委託費用 (支援費用)	受け入れ時：287,820円 毎月：27,320円 <small>参考：令和3年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業介護分野における特定技能制度の推進方策に関する調査研究報告書</small>
在留資格の申請費用	収入印紙代：4,000円(在留資格変更許可申請の手数料) 返信用封筒の切手代：約400円 行政書士などに依頼をする場合は、100,000～200,000円が相場
住居・家具の費用	住宅や寮の用意、必要最低限の家具の用意が必要。 転居や引っ越しが必要ない場合は費用の発生なし。
渡航費用	国内から採用する場合は渡航費の支払はなし。

特定技能外国人人材紹介・支援費用(1人あたり)

紹介料

300,000円～ (税抜)

※在留資格認定、変更手続き料込

登録支援機関
業務委託料

20,000円～ (税抜)

※在留資格更新、各種支援込

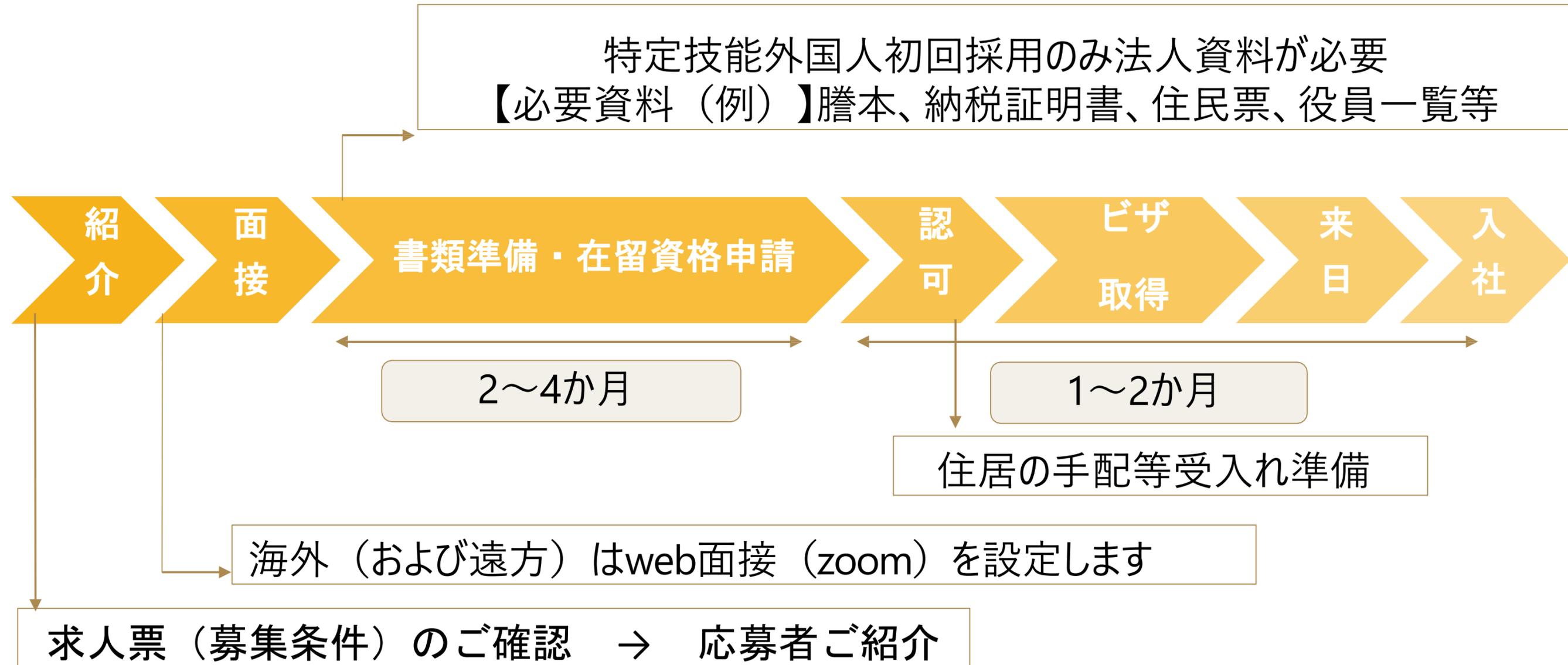
支援内容

- 外国人スタッフの母国語での相談窓口
- 在留資格認定、変更手続き対応
- 1年間の退職保証
- 出入国の際の送迎
- 住居確保、電気・水道などの生活インフラ支援
- 口座開設、携帯電話等の契約の支援
- 公的手続きへの同行
- 日本語教育、資格取得支援
- 行政への報告および書類作成
- 外国人スタッフへのオリエンテーション実施
- 定期面談の実施
- コミュニティへの参加、交流促進など

料金(比較表)

	弊社		A社		B社	
紹介料	◎	30万円～	△	110万円	◎	25～60万円
登録支援費用	◎	月1.6万円～ 追加料金なし	△	月2.5万円 月額料金+従量課金	○	月2～3万円
人的補償	◎	退職保証あり	△	なし	△	なし
返金規定	◎	1年以内の退職は全額保証	○	3ヶ月以内に退職で20%	○	1ヶ月以内に退職で50%
外国籍 コーディネーター	◎	在籍	◎	在籍	△	日本人のみ
教育システム	◎	現場で培った教育ノウハウ の実践	◎	海外で日本語学校設立など 独自の教育カリキュラム 策定	△	個人の裁量に任せている

面接から入社までのスケジュールイメージ



- 海外とのweb面接を実施させていただきます。内定後、入国管理局へ在留資格申請を行います。
- 在留資格認可後、国外現地にて入国ビザ申請を行います。国内では住居手配等の受入れ準備を進めます。
- ビザ認可後に入国、入社。

外国人を雇用する際
に注意したいこと

特定技能外国人の給与設定

給与設定のルール

日本人と同等かそれ以上の給与設定にすること

- 前提として「最低賃金」「同一労働同一賃金」は、外国人であっても適用される制度です。外国人だからといって不当に低い給料で雇うことは認められておりません。
- また、特定技能の在留資格の申請時には、給与額について記載をした書類を入国管理局がチェックをします。その際に、給与水準が低いことが明らかな場合、在留資格申請が通らないので注意が必要です。
- 賞与額や給与面に関するキャリアアップなども、明確に説明ができると仕事に対しての不安がなくなり、早期離職などのトラブルを未然に防ぐこともできます。

登録支援機関への委託費用の把握

外国人の支援業務は多岐にわたり、下記に内容の一部をご紹介します。

- 事前ガイダンス
- 出入国の際の送迎
- 住居確保、電気・水道などの生活インフラ支援
- 口座開設、携帯電話等の契約の支援
- 公的手続きへの同行
- 日本語教育、資格取得支援
- 行政への報告および書類作成
- 外国人スタッフへのオリエンテーション実施
- 定期面談の実施
- コミュニティへの参加、交流促進

特定技能の支援を委託する場合は、**支援を依頼するたびに費用が発生するのか、毎月のランニングコストとしてかかるのかなど**、契約後のトラブルを防ぐため比較検討をする必要があります。

また、人材紹介をしてもらった会社とは別の会社に支援を委託することも可能です。

雇用する外国人が増えるほど委託費用も上がりますので、複数名の採用を検討する場合には、人材紹介料以外の部分にも目を向けることが大切です。

最後に

特定技能外国人の採用費用について重要なポイントを最後にまとめます。

- 人材紹介料に加え、**在留資格申請費や、雇用後の支援費用**なども採用コストとして把握をしておく必要がある
- 外国人の**給与設定や支援内容のルール**に則った採用計画を立てることが重要
- 人材紹介会社と登録支援機関には**複数社から見積もりを取得し、自社の意向にあった会社を選択する**

そのほかご相談はお気軽にHANABIまでご連絡くださいませ！

HANABI 株式会社



Head Office : 6-30-6 Nishiarai, Adachi Ward, Tokyo



Tel : (+81)3-5936-1378 Mobile : (+81)80-9986-5717



info@hanabigroup.co.jp



<https://hanabigroup.org>